

熊本県入札監視委員会運営要領

(平成14年2月5日伺定)

(平成19年6月29日一部改正)

熊本県入札監視委員会設置要綱第13条の規定に基づき、委員会の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

第1 入札監視委員会

1 委員の選任

入札監視委員会の委員の数は、5名以内とする。

委員は中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験者等を有する者から選任する。

「学識経験等を有する者」とは、次の者とする。

ア 技術分野・・・大学の土木工学又は建築工学の教授等

イ 法律分野・・・大学の法学の教授等又は弁護士

ウ 経済分野・・・大学の経済学の教授等又は経済分野の専門家等

エ その他・・・大学の社会学の教授等、幅広く社会情勢に精通する者又は社会的信望を有し、一般世論を代表しうると考えられる者

2 委員の委嘱期間

委員の任期は2年とし、再任できるものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員として選任できない者

建設会社の顧問等特定の建設会社と密接な関係のある者には委嘱してはならない。

なお、任期中に特定の建設会社と密接な関係のある者となる場合には、速やかに委員の改任を行う。

4 委員の公表

委員会は、年度当初の委員会の開催後に、委員の氏名及び職業の公表を行う。

また、年度途中で委員が交替した場合は、直近の委員会の開催後に、委員の氏名及び職業の公表を行う。

第2 定例会議及び随時会議

1 提出資料

(1) 発注工事の報告

発注工事の報告は、定例会議開催の前の事務局が定めた日までに熊本県が発注した工事について、入札契約方式別発注工事総括表（別記様式1及び1の2）及び入札契約方式別発注工事一覧表（別記様式2）により行うものとする。

なお、予定価格が250万円を超えないものについては、報告の対象から除外するものとする。

(2) 指名停止の報告

指名停止の報告は、定例会議開催の前の事務局が定めた日までに新たに指名停止の措置を受けた者があった場合、指名停止の運用状況一覧表（別記様式3）により行うものとする。

(3) 指名競争入札及び随意契約において指名されなかった者に対する選定部局の理由説明に不服がある場合の二次苦情の審議

会議の前の事務局が定めた日までに新たに二次苦情の申立てがあった場合は、非指名理由等の二次苦情に係る審査資料（別記様式4）により行うものとする。

2 抽出

(1) 審議の対象となる事案（工事）の抽出

定例会議において審議の対象となる事案（工事）の抽出は、1（1）の入札契約方式別発注工事一覧表の中から、入札契約方式別に、当番委員により定例会議の前までに、無作為の方法で行うものとする。

(2) 抽出事案（工事）の説明及び審議

審議する抽出事案（工事）の説明は、入札契約方式の区分ごとに、抽出事案説明書（別記様式5の1～5の3）により、原則、当該工事の建設業者の選定を行った建設業者指名審査会を所管する部局が行うものとする。

なお、委員による審議は、抽出事案（工事）に係る競争参加資格の設定及び指名業者の選定方法等が適切に行われているかどうかを中心に行われるよう留意する。

第3 会議の公開・非公開

熊本県入札監視委員会は、会議の公開又は非公開を決めるものとする。

第4 改善等の状況報告

委員会から改善等の状況の報告を求められた当該工事の建設業者の選定を行った建設業者指名審査会を所管する部局の長（以下「選定部局の長」という。）は、意見の具申に伴って措置しようとする内容、その他の対応状況について、定例会議に報告するものとする。

第5 二次苦情の処理

熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱第3条の規定により二次苦情申立ての審議は、本委員会では処理する。

ただし、二次苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではないことに留意する。

1 意見書の公表

委員会は、二次苦情処理に係る審議を終えたときは意見書を作成し、二次苦情処理に係る申立てがあった日からおおむね50日（休日を含む。）以内に選定部局の長に報告を行うこととする。

この委員会においては、申立者及び選定部局の長からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により、審議が行われるものとする。

委員会は、意見書の公表を行う。

2 二次苦情に対する回答

選定部局の長は、二次苦情の審議を終えた委員会から報告がなされたときは、その日から7日（休日を含まない。）以内を目途に、申立者に対してその結果を回答するものとする。

第6 議事概要の作成及び公表

委員会に係る議事概要（別記様式6の1及び6の2）については、速やかに作成し公表する。

第7 適用時期

1 本要領は、平成14年2月15日から施行する。

2 第5（二次苦情の処理）の規定については、当面、予定価格が1,000万円を超えないものを対象工事から除外するものとする。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。